『ゾーン30プラス』とは?

生活道路における交通安全対策の一つで、最高速度30キロメートルの速度規制を定め た「ゾーン30|と、車両の通行部分を局所的に狭める「狭さく」や、路面に凸部を設け る「ハンプ」等の**物理的デバイス**を適切に組み合わせた、人優先の安全安心な通行空間の 整備に取り組むものです。

■どんな場所で?

市街地等から、2車線以上の幹線道路又は河川、鉄道等の物理的な境界で区画された場所を選定し、そ の中で生活道路が集積している区域をゾーンとして設定しています。

■何をする?

- ゾーン内を通り抜ける自動車の進入を抑 制するために、ゾーン入口に最高速度規制 の標識などを設置して、範囲を明確にしま す。
- ゾーンの中では、最高速度30km/hの 規制、物理的デバイス(狭さくやハンプ 等)、路側帯(白線やグリーンベルト)の 設置、2車線道路を1車線化するなどして、 歩行者等の通行に十分な幅員を確保します。

整備イメージ ┙╵┕ 凡例 物理的デバイス ゾーン30プラス境界 2車線道路の1車線化 入口の明確化 路側帯の拡幅 (30km/h規制標識・路面表示)

■誰が?

警察と市役所(道路管理者)が、連携して事業を進めます。

例えば「止まれ」の停止線や標識の設置は警察署が行い、「止まれ」の文字は道路管理者が設置します。 これらの対策を一緒に実施することで、より効果が高い交通安全対策を進めていきます。

■どのように整備するの?

事故の発生状況や交通状況、対象地域にお住まいの方々のご意見等を踏まえ、交通安全対策のための 内容を検討して整備していきます。

■対策事例

・ゾーン入口



「一ン30プラス

・物理的デバイス対策路線の入口





・ゾーン内の生活道路

2車線道路を1車線にし、グリーンベルトと物理的デバイス(狭さく)を設置 ※写直は令和4年度ゾーン30プラス整備箇所での対策例です。



